

第3回 久留米市入札監視委員会議事概要

開催日 ・場所	令和8年3月27日（金） 13：30～15：00 久留米市本庁舎13階 1301会議室	
出席委員名	西野 恵子（社会保険労務士）（委員長） 石橋 信好（税理士） 大野 智恵美（弁護士）	
議事対象 期間	令和7年10月1日～令和8年1月31日	
抽出案件	総合評価入札：1件、一般競争入札：2件、指名競争入札：3件	
2 入札・契約状況報告		
(1) 令和7年度入札・契約実績		
	意見及び質問	回答
委員	・発注件数、額が減少しているが、要因は何か。	・電気・管の減少と合わせ、土木も減少している。土木はこれまで行ってきた治水事業に一定の整理がついたこと、および下水道事業の管渠布設も整備が進んできたことが要因と考えられる。電気・管については、予算の制約の中、事業の優先度を考慮し実施した結果である。
(2) 指名停止措置等について		
委員	・履行遅滞発覚後、別の業者へ発注を行ったのか。	・当初の履行期間経過後の納品でも事業に支障がないことを確認したうえ、履行期間後ではあるが当該業者に納品を頂いている。
委員	・久留米市発注案件ではない案件についても、措置されているが、どのようにして把握しているのか。	・県からの措置通知等を基に、市で調査を行い対応している。

第5号様式（第10条関係）

(3) 令和6年度随意契約の状況		
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約を行うという判断は誰が行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約に関しては、工事及び工事につながる委託契約、物品購入に関しては、契約課が一括して行い、その他の委託や修繕等に関しては各部局が行う事となっている。また、契約においては、規則において、金額に応じた決裁者が定められており、規則の定めにより、契約手法も決定される。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札と比べ、随意契約は贈収賄に繋がりがやすい。このような調査はよい取り組みだと思う。 	
3 入札参加資格・指名理由等の審議		
(1) 筒川下流雨水貯留施設築造工事【総合評価】		
	意見及び質問	回答
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・JVが受注者の際、市は工事における責任分担や現場での指揮命令系統をどう把握しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注時点において、JVの代表者と構成員を定めるよう求めている。また、施工にあたり現場代理人の選出や下請けを含めた施工体制図の提出等で施工管理をしている。また、発注の際に最低出資比率を定めており、満たしたうえでの比率は業者間の協議となる。
(2) 田主丸団地A・B棟外壁改修工事【一般競争】		
	意見及び質問	回答
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁塗装はどれ位のスパンで行っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の建物でタイル張りであれば、落下の危険性を考慮し10年程度で改修されるが、公共施設では、コンクリートの壁を防水し、塗装となるため、概ね20年経過後に状況を確認し、実施している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような材料を用いて施工されているなどチェックできているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注前に、工事検査課にてどのような材料を使用するのか等確認している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・保証期間はどうなっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には2年、重要な構造体については10年を管理瑕疵期間と契約書に定めている。

第5号様式（第10条関係）

（3）久留米市庁舎高層棟屋上防水改修工事【一般競争】		
	意見及び質問	回答
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・久留米市役所は、建築後何年経つのか。また、今回の工事は何回目になるのか。民間事業者へ依頼したのか。今回の工事に至ったきっかけがあったのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所は令和7年1月に供用開始している。何度目の防水工事かは把握していないが、市役所のような重要建築物については、3年から5年に1度点検を行っており、点検の結果、今回の工事に至っている。
（4）山本校区道路改良(F234号線外)工事【指名競争】		
	意見及び質問	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑等なし 	—
（5）高良内校区通学路安全対策工事【指名競争】		
	意見及び質問	回答
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・指名回数が少なく、工事成績平均が高い順に選定されているということだが、準市内事業者についても同様の選定方法なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内、準市内同様の選定方法であり、まず、市内事業者を指名回数が少なく工事成績平均が高い順に選定し、その後、指名定数を満たすまで、同様の選定方法で準市内事業者を選定している。
（6）篠山・南薫校区通学路安全対策工事【指名競争】		
	意見及び質問	回答
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵はどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者が道路を横断するのを防ぐために設置するものであり、80cm程度の高さの柵。今回は老朽化していたことから、新しい柵に取り換えたもの。